



# 電子取引のある全事業者が対象です

電子保存帳簿法の改正により、令和4年1月1日から電子取引は、紙での保存は廃止となりました。（※1）

## その1 多くの方に関係する改正点

取引において、取引情報がメールやWebで受領した領収書・請求書（PDFを含む）しか存在しない場合、すなわちあえて印刷をしない限り紙媒体での書類が存在しない取引について、大きな改正があります。

### 1 事例

例えば、次のケースが考えられます。

- 売上や発注について、メールだけのやり取りという方
- 携帯電話料金やインターネット接続料金について、書面での通知を省略している方
- 商品や消耗品等をヤフオクやメルカリで購入をしている方（amazon.comなどのネット通販は領収書が概ね同梱されています）

### 2 改正点

#### 改正前（令和3年12月31日まで）

メールやPDFファイルを印刷して、書面保存することも容認。（原則はデータで保存）  
実際、多くの方々が印刷をして書面で管理・保存をしていたかと思います。

#### 改正後（令和4年1月1日から）（※1）

データで保存をすることが義務化されました。なお、携帯電話料金など、WEB画面での確認となる場合、そのスクリーンショットでも構いません。

重要なことは、印刷して保存をしてもそれでは保存をしていることにならないということです。

（※1）やむを得ない場合は令和5年12月末まで猶予される見込みです。

### 3 具体的な対応策

#### 「改ざん防止のための事務処理規程」を定める

システム費用をかけずに導入できる「改ざん防止のための事務処理規定」の文例については、国税庁ホームページに掲載されている「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」の問24にありますので、ご参考ください。なお、URLは次のとおりです。

[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf)

※下記のURLに、参考資料（各種規定等のサンプル）としてWordファイルで公表していますので、ひな形としてご活用ください。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

## データの保存方法を整備しておく

ここ数年、年間売上高が1,000万円（課税売上か否かは問わない。）を超える方は、「日付・金額・取引先」の2つ以上の項目でデータが検索できるよう、データ保存の保存方法を整備しておく必要があります。

なお、データ保存をする範囲ですが、これまで書面出力をして保存をしていた範囲と同じです。したがって、取引先から受け取った分だけでなく、皆様が取引先に送った分も対象となること、ご注意ください。

また、保存方法については、具体例が先ほどの「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」の問12にありますので、それをご参考ください。

## 参考 「お問合せの多いご質問（令和3年11月）」（国税庁）より

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務に関する今般の改正を契機として、電子データの一部を保存せずに書面を保存していた場合には、その事実をもって青色申告の承認が取り消され、税務調査においても経費として認められないことになるのではないかとのお問合せがあります。

これらの取扱いについては、従来と同様に、例えば、その取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。

## その2 すでに「電子帳簿保存法」の承認を受けている方に関する改正点

一部の方はe-Taxで決算書が送信できないなどの理由により、ブルーリターンAや弥生会計を使うことを前提に、電子帳簿保存法の承認を受けているかと思えます。

承認をすでに受けている方は、令和3年分の確定申告期限までに「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」を提出ください。

本届出を提出することで、過少申告加算税が軽減されることがあります。なお、URLは次のとおりで、記載例もあります。

[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021011-060\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021011-060_01.htm)

また、これを期に令和4年分の確定申告から電子帳簿保存法の適用を受けようとお考えの方は、令和4年分の確定申告期限までに同届出書をご提出ください。

詳しい情報は、税務署にお問い合わせください。  
市川税務署 TEL047-334-0101